

令和6年第1回東北町議会定例会会議録

令和6年3月5日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○議長（岡山粕男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は2名であります。

通告順に発言を許します。

10番、市川俊光議員は、一問一答方式による一般質問です。市川俊光議員の発言を許します。

〔10番 市川俊光君登壇〕

○10番（市川俊光君） 皆さん、おはようございます。3月定例会に当たって一般質問を行います。

まず最初に、子育て未来支援金について質問いたします。人口の減少によって、これまでの人口が支えていた産業やサービスが維持できなくなり、そのことがさらに人口の減少を招く、その繰り返しが地方自治体の人口減少を加速させていく。今全国の多くの地方自治体がそうした人口減少のスパイラルの中にあるとされています。産業やサービスを維持できるだけの人口を確保していく、そのための施策をしっかりと実施していくことが求められています。特に若い人が希望を持って住み続けることができ、安心して子供を産み育てられる環境を整えていくことが我が町でも待ったなしの課題となっています。町が移住、定住対策や子育て支援に取り組んでいることは十分承知していますが、今日の取組が今後の動向に大きく左右することから、さらなる取組の強化が必要であるという認識から、本日は1点だけ質問させていただきます。

我が町では、今年度、子育て支援の施策として子育て未来支援金条例が施行

されましたが、この制度の対象は第2子以降となっており、最も人数が多い第1子は対象外となっています。子育ての出発点である第1子の子育てに対して町が心を配り、支援を行うことは、第2子以降の子育てにつなげるためにも大切なことであると考えます。町の子育て未来支援金の対象を第1子からと改めるお考えはありませんか。ご見解をお聞かせください。

次は、町営住宅の入居要件についてであります。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者などを対象に、民間業者などより安い家賃で住宅を提供するために整備されています。これは、日本国民誰もが持っている健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障するためのものです。衣食住は、生きていくために絶対不可欠なものとされていますが、住の最後のとりでが公営住宅であると言えます。そうした公営住宅の一つである我が町の町営住宅について、1点質問をいたします。

我が町では、町営住宅に入居する条件として連帯保証人が必要であるとしています。しかし、住宅に困窮する低所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにすべきであって、保証人の確保は入居要件から外すべきではないでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

最後の質問は、浜道踏切周辺の安全環境の改善についてであります。2月15日、小川原通跨線橋の今後の見通しについて地元町内会への説明会が行われました。令和11年度完工までの工事スケジュールが明らかにされ、地域の皆さんもやっと光が見えてきたと感じているようです。地域住民の一人として、長久保町長をはじめ関係部局の皆さんの努力に対して、敬意と感謝を申し上げます。

説明会で示された計画によると、通行止めになっている跨線橋と隣接する歩道橋が今年中に撤去される予定になっています。跨線橋が通行止めになって以来、地域住民の車での移動は約4キロの迂回が強いられてきましたが、まだ歩道橋が通行できることで、歩いて線路を越えることができました。今度さらに歩道橋が撤去されれば、歩行者は小川原駅近くの浜道踏切を通行しなければなりません。そこで、浜道踏切とその周辺の安全環境の改善について、2点質問をいたします。

1点目の質問です。現在の浜道踏切の状況は、踏切の入り口に段差や傾斜があることなどから、お年寄りなどが安全に通行できる状態ではありません。地域住民が日常的に安全に通行できるよう、踏切周辺の段差や傾斜を改善する必要があると考えますが、町としてどのように対応するのかお聞かせください。

2点目の質問です。浜道踏切付近の県道は、通行する車のスピードも速く、道路を安全に渡ることが大変です。横断歩道を設けて、歩行の安全を確保するため、関係機関に働きかけを行っていくお考えはありますか。町としてどう対応するのか、お考えをお聞かせください。

以上が3月定例会での一般質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡山粕男君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、10番、市川俊光議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の子育て未来支援金についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、町が実施している子育て未来支援金は、対象が第2子以降であるが、対象を第1子からと改める考えはないかについてであります。本年度から第2子以降の出生時のみに給付していた赤ちゃん祝金を見直し、小中学校入学時にも新たに支援金を給付する子育て未来支援事業を実施し、子供の成長とともに多産の子育て家庭等への長期的な支援に取り組んでおります。

事業内容といたしましては、出生児は第2子から第4子までは10万円、第5子以降は20万円を給付し、小学校入学時において町に5年以上住所を有している場合は第2子5万円、第3子10万円、第4子20万円、第5子以降は35万円、また中学校入学時にも同様の額を給付することとしており、第5子以降の子供を養育する世帯は、出産・子育て応援給付金と合算で生涯受給総額100万円となります。

市川議員ご指摘の子育て未来支援金の対象を第1子から改める考えはないかというご質問ですが、子育て未来支援事業としては、第1子目から妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるような身近な相談に応じるとともに、出産、子育てを応援するため、妊娠届時に5万円、出生後の訪問実施後に5万

円、計10万円を給付する出産・子育て応援給付金との合算での事業と捉えており、令和4年度から始まった第1子目から支給対象とする国の交付金事業にあえて上乗せ給付するよりも、第1子目は国の交付金事業を活用しながら、第2子目以降は町の施策として、1人以上の子供を持つ子育て世帯が第2子以降も産み育てようと思う後押しになればという部分に町は重点を置き、第2子以降を対象としております。

また、子育て未来支援金の財源は、町の一般財源で賄っておりますが、第1子目から10万円を給付する出産・子育て応援給付金についても、町の一般財源により6分の1を負担しております。また、次世代を担う子供たちの成長を社会全体で応援する観点から、児童を養育している方に支給している児童手当については、第1子、第2子の3歳未満児に月額1万5,000円、3歳から中学生までは月額1万円を支給しておりますが、令和6年10月以降は受給者の所得制限を撤廃し、また支給対象を高校生の年代の18歳到達の年度末まで延長、また第3子以降の受給月額については3万円に引き上げるなどの制度改正を予定しており、今後町の財政負担も見込まれることから、子育て未来支援事業は本年度から新たにスタートした事業でございますので、今後の国や県の子育て等に関する支援事業を注視しながら、現状の制度のまま推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

質問事項2の町営住宅の入居要件についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、町は町営住宅入居時に連帯保証人が必要としているが、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにすべきであり、保証人の確保を入居要件から外すべきでないかについてですが、現在東北町では、東北町営住宅条例第11条第1項第1号で連帯保証人について、連帯保証人が署名した請書を提出することなどを規定しています。これは、入居者の緊急時の対応をしてもらうことがあること、残留物の確認、部屋の破損確認の対応、また退去以降連絡が取れない場合の対応などを理由として規定しているところですが、同条第3項で、町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の署名を必要としないことができるとしており、入居希望者からの相談があれば、その都

度入居希望者おのこの状況を確認しながら、検討して対応しておりますので、ご理解願いたいと思います。

質問事項3の浜道踏切周辺の安全環境の改善についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、小川原通跨線橋とともに隣接する歩道橋も撤去されれば、歩行者は小川原駅近くの浜道踏切を通ることになる。踏切を安全に通れるように周辺の段差や傾斜を改善する考えはあるかについてであります。浜道踏切は小川原地区コミュニティセンター側の落差が1メートル程度あり、付近には通信ケーブル等が埋設してあること、県道側についても30センチ程度の落差があり、軌道内においても軌道間にも落差があると承知しております。

改修については、青森県、青い森鉄道など関係者が複数にわたることから、今すぐに答えることは難しい状況ですが、今後関係機関と協議して、どのような対応ができるか検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、質問要旨の2点目、浜道踏切付近の県道に横断歩道を設ける考えはないかについてであります。交通規制に係る横断歩道につきましては、青森県警察本部交通規制課の管理になっており、町民などから新たな横断歩道の要望を受けた場合、当町において現場を確認するとともに、所管の警察署、ここは七戸警察署となりますが、この警察署に相談や要請などを行います。

横断歩道の設置につきましては、所管の警察署の判断により、必要に応じて青森県警察本部へ上申され、最終的に青森県公安委員会におきまして交通規制の意思決定を行う流れとなっております。当町においては、町の交通安全運動並びに交通安全対策について、総合的な施策を審議する場として関係機関及び団体相互間の緊密な連絡を保ち、交通事故防止を図ることを目的とし、東北町交通安全対策協議会を設置しております。議員ご質問の横断歩道の設置につきましては、安全対策上必要であると考えますが、まずは町交通安全対策協議会において協議をし、それに基づき、所管の警察署に相談及び要望などを行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 答弁ありがとうございます。子育て未来支援金、今年度

からスタートしました。1年たって最初の年を終えようとしていますが、今年の実績をお知らせいただけますでしょうか。

○議長（岡山粕男君） 福祉課長。

○福祉課長（林 博幸君） お答えいたします。

2月28日現在で第2子21名、第3子9名、第4子が8名、第5子以降が1名、計39名、支給金額にして400万円となっております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 第1子が対象になっていませんが、対象でない第1子の人数というのは把握していますか。

○議長（岡山粕男君） 福祉課長。

○福祉課長（林 博幸君） お答えいたします。

第1子の出生数については、2月1日までで14名となっております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 子育て未来支援金は、第1子が対象にならない、第2子から第3子、第4子、第5子以降という4つのランク分けになっています。第2子の場合は、先ほど説明もありましたけれども、出生時10万円、小学校入学時5万円、中学校入学時5万円、第3子になると出生時10万円、小学校入学時10万円、中学校入学時も10万円、第4子になると出生時10万円、小学校入学時20万円、中学校入学時20万円、第5子以降は出生時から20万円、小学校入学時35万円、中学校入学時35万円というランクがつけられていますけれども、第2子、第3子、第4子、第5子以降に出生時、小学校入学時、中学校入学時の支給金額をどのようにして決定されましたか。その根拠となる決定理由、教えてください。

○議長（岡山粕男君） 福祉課長。

○福祉課長（林 博幸君） お答えいたします。

この根拠理由については、以前もお話ししておりましたが、経費的な補助ではないので、例えばランドセル、制服、そのような経費に係る部分を積算して決めた金額ではなく、これまで赤ちゃん祝金を給付してありましたが、最低そ

の金額を上回る給付でなければ、やっぱりこれまでもらってきた人たちのことでもありますし、これから産み育てようと思う人についても、前より少なくなるというのは政策的にどうかということで、そういう政策的な金額ということの算定ですので、具体的な根拠というのはございません。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 第1子は除外されているけれども、第2子、第3子、第4子、第5子、第5子が対象になる家庭というのは、もちろん第4子も第3子も第2子も存在しています。第5子まで対象になった場合、その家庭には合わせると190万円支給されるということになりますけれども、間違いはないですか。

○議長（岡山粕男君） 福祉課長。

○福祉課長（林 博幸君） お答えいたします。

申し訳ありませんが、私、ここで即答はできませんけれども、議員おっしゃる金額は、恐らく積算してお話ししていると思うので、大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 第1子は対象外で、第5子までいる家庭に関しては中学校入学時までには190万円の支給がされると。これは、あまりにも家庭にとって、子供がいてもゼロの家庭と、第5子がいれば190万円支給されるというのは、差が大き過ぎるというふうに私は感じます。支給するのであれば、やはりなぜ支給するかという根拠がしっかりしているということが大事、お金の支給ですから、根拠がしっかりしているということが大事だと思うのだけれども、さっきお話を聞いたら、特に金額に対して根拠はない、以前の赤ちゃん祝金の額を下回ってはならないと考えたと。これは、やっぱり支援金の正当性というのが怪しまれるような内容でないのかなと思いますけれども、町長はどういう見解を持っていますか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

まず、例えば子供がゼロの家庭と子供が5人いる家庭で190万の差があると。金額だけ言えば、大きいような差に感じるのですが、子供が全くいない家

庭と5人いる家庭の子育てにかかる経費を考えたときに、その190万の差がとても私は大きいとは思っておりません。さらに、先ほど課長からもお話がありましたように、これはあくまでも政策であって、例えばかかるものに対して物で配給するといったものではありませんし、子供一人一人は足し算で増えていくのですが、経費というのは掛け算で増えていくものと考えています。

例えば車は、子供が1人のときと4人いるとき、車の大きさが違ってくる。例えば住居をお借りしている際は、やっぱり1人のときと、3人、4人いるときは住居の大きさも違ってくる。私は、ともすると、今共働きの人が増えている中で家電、例えば電子ジャーであったり、冷蔵庫であったり、そういったものに対しても、様々スケールの大きく経費がかかってくるものではないのかなと考えております。

これは、子育て未来支援金です。お祝いのお金ではありません。この一人一人に色がついているわけではなく、子育てする、それを包括的に捉えて、その家庭でしっかり子育てに活用していただきたい、また子供が増えることによって経費がかかってくるという心配、精神的負担をできるだけ緩和したい、そういう思いで今回政策をつくらせていただきました。そういう部分で積算して、根拠はあるのかなのか、そういった部分では正直言って議員の指摘のとおりかもしれません、できるだけこういったものを使って、本当に産み育てるところに、小学校入学、中学校入学等お金がかかる部分においても、本当にそのときに5子もいると、第4子、第5子の子が小学生、中学生になるときは、上の子はもう大学卒業しているかもしれない、また高校に入学、大学に入学しているかもしれない、そういった部分で経費を包括的に考えて、しっかり子育てしていただければと思います。私は、そういう意味では、子供がいない家庭と子供が5人いる家庭の190万の差は、大きい差だとは感じておりません。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 様々考え方はあるのかなと思いますが、例えば小学校入学時、第2子5万円、第3子10万円、第4子20万円、第5子35万円というふうに差があります。入学時にかかる経費というのは、第2子だから、第3子だからってそんなに変わるものではないです。だから、赤ちゃん祝金を見直してほしいという質問をして、私自身の考えとして、出生時、小学校入学時、中学校

入学時に支援したらどうかと言ったのは私です。だから、こういう区分になったとは思いますが、そういう観点の支援であれば、差をつける必要はないです。一人一人の子供に対して適切な支援をすれば、それはもう子育てに対する十分な支援という考え方になるのだと私は思っています。あえて差をつけてるのはなぜだろうなというふうに思うのです。多子家庭のほうが経費がかかる、であればこういう出生時、小学校入学時、中学校入学時という、そのときの支援にしくなくても、毎年の支援で支援していったほうが家庭にとっては助かる。なのに、こういう出生時、小学校、中学校入学時というふうに区分けしているのは、非常に分かりにくいやり方だなというふうに思います。

それと、この制度は条例になっています。東北町子育て未来支援金条例という条例です。第1条がこの条例の目的を記しているのですが、「この条例は、子どもの成長とともに子育て未来支援金を給付することにより、長期的な子育てに係る負担軽減と子どもの健やかな成長を支援することを目的とする」と書いてあります。そういう表現から見ると、制度としては多子家庭の支援の中身になっているけれども、この条例自体の目的からすれば、決して多子家庭を意味していない、一般的に子供の成長、子育てを支援するものになっているのだけれども、対象に第1子を入れていないという中身です。だから、この目的を達成しようとするのであれば、当然第1子を入れるべきだし、極端な第何子かでのランク分けというのは必要がないのではないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

一番最初の答弁にもありましたように、国の出産・子育て応援給付金、これがベースになって、それに対して、それとプラスアルファ子育て未来支援金というふうな形の2本セットで行うような考え方があります。

また、解釈というのはいろいろありますが、やはり第一の目的というのは、多子家庭といいますか、子育て世代を支援すること、またこういった形でしっかり給付することによって必ず、子供が例えば増えてくると、一人一人に対する部分というのが薄まってくる可能性も否定できなくなると思います。そういう意味で、やはり先ほどから説明をしておりますけれども、多子になればなる

ほど、こういうふうに少しずつ金額を上げている部分において、それこそ第1子には給付していないという形を取ってはあれども、そういった部分をしっかりと緩和できるような仕組みになっております。この給付金がまるで第1子の人に恩恵がないのかということではなくて、そういった包括的な部分を含めて、必ず第1子に生まれた方もその恩恵はあると思いますし、そういう中でしっかりと健やかに育ててほしいという願いで、このような形にしております。

何度も申し上げますが、子育ての経費というのは、一人一人生まれればというふうな足し算ではないと私は思っています。子育ての経費は、掛け算になっていくと思っています。子供が増えれば増えるほど、思いがけない経費が出てくるものです。折に触れてそういった局面、いろんな形の中でその岐路に立ったときにしっかりと給付してあげること、これは町として多分に必要なことではないかと思ってこのような形にしておりますので、議員にもご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 出産・子育て応援給付金とのセットで考えてくださいということなのですが、それは町長さんや課長さんというか、そういうふうで考えてくださいというのは一つの言い分なのでしょう。ただ、制度自体は別なので、いつまでもこれがセットで存在するかといったら、そういうことではないわけです。今セットで存在しているのかもしれないけれども、条例は条例として、その役目を果たすためにあると。国や県の制度は、その制度自体の役目を持っている別なものです。だから、いつまでもこれはセットであるということではない。だから、第1子に対するやはり町としての手当てというのは、子育て未来支援金の精神からいっても、この中に入れるべきものだというふうに私は考える。そのことを何度言っても答弁は変わらないよなと思いますので、指摘しておきたいと思います。

このたび青森県知事が学校給食費の県内の自治体の無償化を打ち出して、そのための助成を行うと。現在学校給食を無償化している自治体は、別な形で子育ての充実のためにその経費を充てていただきたいという方針を打ち出しましたが、町としてはこれにどうお応えしていく考えを持っているのかということ

を。

- 議長（岡山粕男君） 市川議員、ちょっと通告とずれていますので。
- 10番（市川俊光君） このお金を子育て未来支援金の拡充に充てるということは選択肢に入らないのかという質問です。
- 議長（岡山粕男君） 今のは、一般質問との関連はできませんので。
- 10番（市川俊光君） いやいや、違います。
- 議長（岡山粕男君） そう捉えられますので、答弁はできません。
- 10番（市川俊光君） 子育て未来支援金についての質問です。通告していることについての質問です。
- 議長（岡山粕男君） 県のほうの予算の部分を指定しながらですから、それはできません。
- 10番（市川俊光君） いや、給食費をどう執行しようという話ではない。子育て未来支援金の第1子に、改める方法として、そういう考え方もあるのではないのかということを行っているのです。

新たな子育ての充実ということが県からも求められている状況の中で、内容についてはこれからいろいろ精査していかなければならないという事情、私も承知しております。ただ、そういう中で、この子育て未来支援金の充実ということも一つの選択肢になり得るのではないのかということを私は問題として提起しておきたいということです。

では、次の質問の件です。高齢化が進んで、住宅を求めても、なかなか民間でやっている住宅に入ることができない、しかも保証人も探すことができない、そういう方があちこちで生まれているというふうに聞いています。先ほど私、質問の中で、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目標を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにすべきというふうに申し上げましたけれども、この文言そのものが国土交通省からの通知そのものの内容です。この通知に沿って町はどういう検討をされたのか、お聞かせください。

- 議長（岡山粕男君） 建設課長。
- 建設課長（附田誠吾君） お答えいたします。

町としましては、国土交通省とか総務省のほうでもいろいろ検討はしている

のですが、対応はその都度、保証人が確保できないというところとかを補填するために、町長は特別な事情があると認める者に対しては連帯保証人の署名を必要としないというところで、様々なケースで対応していけるものとして対応しています。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 最初の質問で言ったように、健康で文化的な最低限の生活というのは国民にとって必要だし、衣食住なくては生きていけない。住に関して言えば、公営住宅というのはセーフティーネット、最後のとりで、要するに住むところがない人を生み出さないというのが公営住宅の役割です。ですので、これまで国土交通省も、保証人というのは必要だという立場だったけれども、立場を変えた。保証人ということがなければ入れないということでは、公営住宅の役割を果たすことはできないのだという立場になった。それを各自治体が、各自治体に責任があるので、町営住宅、町がやっている。そこでちゃんとそういう検討をして決めてくださいということなのです。ですので、この通達に沿って、やっぱり保証人というのは必要がないのだという立場を取ることが求められている内容だと思うのですが、町長、どう思いますか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

まず、法の解釈ということで、建設課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） お答えさせていただきます。

確かに国土交通省では、そういう通達を出しておりますけれども、各自治体も、青森県もそのとおりなのですが、実は高齢者の方、また身寄りのない方が入ったときに、正直緊急時、何かあったときの連絡先が確保できないと、町村としても対応し切れないところが現状としてはあります。ただ、特別な場合、緊急的に急遽入れなければならないということに対しては、個別の案件として対応していきたいなというふうに、完全にフリーにしまうと、緊急時に何かあって倒れたり、入院しなければならない、そういうときの対応をお願いで

きる方を確保したいという町としての考え方です。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

今建設課長からお話があったことに尽きると思います。1つとして、先般の12月議会でしたっけ、町営住宅の訴訟のお話をさせていただきました。今こういった部分がある程度、議員がご指摘するように、特段の事情があった場合、町長の許可でということですが、その際はやはり役所のほうでもって様々なバックアップ、ケアをしていかないと難しい問題だと思います。そうでなければ、今般のように、今回は保証人をつけたケースだったのです。そのケースでさえ、保証人が保証するに足らなくなるというような形が出てきた訴訟のケースですが、まさにこういったことが増えてくると、なかなか大変な部分があります。恐らく市川議員は、本当に物すごく急を要する場合とか、そういった想定が、もっともっと高いところの想定のお話をされていると思います。いわゆるこの住宅条例でうたっているようなことをまずは遵守をしながら、今担当課からも話があったようなケースにしっかり寄り添って、その都度対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 訴訟、私もそういうことがあったというのは聞いております。人が住宅を借りれば、様々なことが起こり得ることだというふうに思います。ただ、公営住宅の役割ということから言えば、いろんなことが起こり得るという事情がありながらも、役割としては住宅に入れない人をこの社会からなくすということが最終的な目的ですので、そのことによっていろんなことが起こるのだという町側の事情ですよね、それに対応しなければならないという。そういう事情は事情としてあるにしても、入らなければ困るという人は入れなければならないということが対応の筋ではないのかなというふうに私は考えますので、入所要件から連帯保証人という文言は削除すべきだというふうに思いますので、今のところの答弁だとそこまで言っていないけれども、これは検討を要する内容だということを指摘しておきたいというふうに思います。

最後の浜道踏切周辺の安全環境の改善についてですが、小川原通跨線橋が通

行止めになって、通常通行止めになって橋を新たに造るということになると、仮の橋を造って通行を確保するということとなります。だから、今回の場合は、それができる条件がないということで、既存の南平跨線橋を通りましょと、4キロ迂回するということになりました。これも大変な苦勞をしています。ただ、歩く人は歩道橋が残っていたので、歩道橋を通じて集落の中を行き来できた。反対側から郵便局に行くのにも、車を反対側に止めて、歩いて郵便局まで行くことができた。

ところが、今度は、工事が始まることは非常に大事で、歓迎してうれしいことなのですが、歩道橋が撤去されると。これも仮の歩道橋を造ることができないということで、そうなる今ある踏切を使わなければならない。であれば、この踏切をせめて今ある歩道橋と同じ使い出があるような状況にすべきでないのかということが今回の質問の趣旨です。その上で、もちろんお金もかかるし、事業主体の対応のこともあるし、様々な問題はあるのですが、町の姿勢としては歩道橋と同じような使い出のある道路に近づけようという考え方を持って対応していただきたいのですが、根本的な姿勢として、そういうお考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

まず、最初の答弁にもありましたように、浜道踏切、実際のところなかなか難しい、例えば協議も必要だというふうな答弁をさせていただきましたが、それが実際どういうふうになっているのかというのをちょっと担当課のほうから説明をさせますので。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） お答えさせていただきます。

この浜道踏切については、県道側からまず踏切まで下りるところで、軌道の中、青い森鉄道さんの敷地の中まででおおむね30センチ、また軌道下の中に入って、上り線と下り線でおおむね十二、三センチ程度の段差があり、さらにまたコミュニティセンター側の高さでおおむね1メートル程度落差があります。この町道側については、まず町の財産ですので、様々なことを検討できるのですが、青い森鉄道さんの敷地の中に関して、特に軌道を直すとなれば、これは

かなりの時間と協議が必要になると。さらに、通信ケーブルもあります。あとは、町としてどういうことを青い森鉄道さんと協議していけるかということ、入り口のところを改修してくれないかとか、階段の段差を、今現在も階段があるのですが、階段のほうをちょっと手直ししてくれないかとか、様々なことを、できる、できないを1つずつ潰していきながら、町としては、当然相手の財産ですので、様々な形でどうやっていけばいい状態になれるのかということ、協議してまいりたいと思いますので、ご了解ください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

ただいま建設課長のほうから説明がありました。本当に町道側、町の所有するところであれば、できるだけ改善していきたいなと思いますが、鉄道、大変特殊な部分があって、小川原通跨線橋の部分もそうなのですが、やはりなかなか特殊で、検討して、いろいろとやっていく中でも様々難しいところはあると思います。まず、できるところからしっかり一つ一つやっていって、全てできるかどうかという話は別にして、まず可能な限り取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 可能な限りというお言葉をいただきましたので、努力をお願いしたいと思います。特に歩道橋を使って移動されている方というのは、集落の中でもお年寄りが多いのです。お年寄りになると、手押し車を押して移動するという方も結構いらっしゃいます。踏切がそれに対応できるところまでになるのかどうなのかというのは、私もそこまで完璧にしていただければ、それはうれしいのですが、そこまでいかななくても、できる限り安全に通行できるように、特にコミュニティセンター側の大きな傾斜や段差というのは青い森鉄道部分もあるでしょうけれども、町が関わる部分もあると思いますので、そういったところでの努力をお願いしたいということ。

それから、道路に関しては、現在の跨線橋のところに横断歩道があって、押しボタン式の信号機があります。工事が始まれば、道路は迂回するような形になって、現在の横断歩道も信号機も止まります。信号機も使えなくなる。ですので、もし可能であれば、その信号機についても踏切の横断に活用できるよう

に移動するというのも一つの考え方ではないかなというふうに思っています。ただ、これ町が工事するわけにいかないの、そういうことも含めて、できるだけ今歩道橋のところにある環境を踏切のところに用意するという形で、町としても努力していただきたいということをお願いしたいと思っておりました。最後にコメントがあれば、お願いをいたします。なければ終わります。

○議長（岡山粕男君） 市川議員、あなたの通告に信号機の部分というのは活字も全くないのです。だから、その辺ちょっと注意しながら質問いただければと思います。

○10番（市川俊光君） いやいや、ないけれども、それ言っただけは駄目ということではないでしょう、だって。

○議長（岡山粕男君） 質問通告の基本を守ってください。

○10番（市川俊光君） そんなこと言ったら大変だ。

○議長（岡山粕男君） いいですか、あとは。回答については。

そのほか質問ありますか。市川議員からの質問がないようですので、これで市川議員の一般質問を終わります。